

# 長崎県高等学校文化連盟器楽・管弦楽専門部規定

長崎県高等学校文化連盟規約第6条2項により、器楽・管弦楽専門部規程を次のとおり定める。

## 第1章 総則

### 【名称】

第1条 本専門部は、長崎県高等学校文化連盟器楽・管弦楽専門部と称し、事務局を専門部長指定の学校に置く。

### 【事業】

第2条 本専門部は、連盟の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 長崎県高等学校総合文化祭【器楽・管弦楽部門】の開催
- (2) 長崎県高等学校総合文化祭しおかげ祭での部門大会の開催
- (3) 専門部にかかわる研修会・講習会等の開催
- (4) 関係諸団体との連絡・提携
- (5) その他、本専門部の目的達成に必要な事業

## 第2章 役員

### 【役員】

第3条 本専門部には、次の役員を置く。

(1) 専門部長	1名	(2) 専門部委員長	1名
(3) 委員	各地区2名	(4) 会計	1名
(5) 監査	2名		

### 【役員を選出】

第4条 専門部長は、当該専門部の加盟校校長の中から選出する。  
専門部長は、当該専門部を代表し、その業務を統括する。

第5条 専門部委員長は、当該専門部の委員の中から選出する。  
専門部委員長は、当該専門部の業務を処理する。

第6条 委員は、原則として当該専門部に所属する部顧問の中から各支部2名を選出する。

第7条 会計は、原則として当該専門部に所属する部顧問の中から選出し、当該専門部の経理を処理する。

2 監査は、原則として当該専門部に所属する部顧問の中から選出し、当該専門部の会計を監査する。

### 【役員の任期】

第8条 役員の仕事は、本連盟の規約に準じ2年とする。

### 【組織】

第9条 専門部委員会は、専門部の役員で構成する。

【会計】

第10条 本専門部の経費は、連盟の配付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- (1) 専門部の予算・決算は、連盟の会長に報告する。
- (2) 専門部の会計年度は、連盟の規約に準じる。

【会議】

第10条 本専門部の会議は次の通りとし、専門部長がこれを招集する。

(1) 総会

最高議決機関であり、毎年1回招集する。総会は会員の3分の2の出席を持って成立し、審議事項は出席者の過半数の同意を持って可決する。

(2) 役員会

役員会は、必要に応じて専門部長がこれを招集する。専門部の運営や総会に向けての意見交換の場とする。また、総会に変わって緊急事項を審議する。その際、最も近い総会で承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。